

令和4年2月25日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第145回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第145回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず、初めにウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。委員の皆様におかれましては、カメラ・マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ・マイクをONに、ご発言が終わりましたらカメラ・マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時以外にカメラ・マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ・マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないようカメラ・マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1の報告事項である「船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について」、事務局

よりご報告をお願いいたします。

【瀬田雇用対策室長】 雇用対策室長の瀬田です。私からご説明します。資料1になります。

船員派遣事業等フォローアップ会議は、船員派遣事業者に対して実施した監査の結果及び是正状況等を基に関係者からご意見を伺い、今後の適切な指導、監督に資することを目的として実施しているものでございまして、令和4年1月21日、第30回船員派遣事業等フォローアップ会議を開催いたしました。今回は、令和3年1月から同年12月までに実施いたしました52事業者の監査結果を事務局より報告し、是正状況等について意見交換を行いました。なお、令和3年12月末日現在の有効許可事業者数は294事業者となっております。

(1) 被監査事業者の概要等ですけれども、監査しました52事業者の概要となっております。

①は船員派遣の状況でございます。派遣を実施している事業者が32事業者、まだ船員派遣を行っていない事業者が20事業者ございました。

②は派遣船員等の状況でございます。この数字は、監査を受けた52事業者の監査時点での船員数等の数を足し上げたものとなっております。派遣船員の数は474人、派遣先船舶が78隻などとなっております。また、これら52事業者の過去3年間の派遣先事業者数は、延べ188事業者となっております。

次に、(2) 監査における是正指導状況でございます。是正指導を行った事業者は13事業者で、件数としては延べ29件でした。是正指導の対象となった内容は、船員派遣契約書記載内容の不備7者(7件)、これは業務内容や就航航路に記載漏れなどがあったものです。派遣船員の明示不備1者(1件)、は口頭で明示されていたものでございます。就業条件の明示不備7者(7件)は、業務内容や就航航路の記載漏れなどの就業条件の明示の不十分があったものでございます。派遣先への通知不備3者(3件)は、派遣先への通知書に記載漏れがあったものです。派遣元管理台帳の記載不備4者(4件)は、記載事項に漏れがあったものです。安全衛生教育の実施に関する通知不備4者(7件)は、派遣先と派遣元での教育内容の通知が不十分であったものです。

なお、今回の是正指導事項につきましては、全て是正されていることを後日確認しております。

次に、2の会議での主な質疑、意見等でございます。

「派遣料金表記載の料金が低いという感じがする。働き方改革の中で船員の労務管理体制が強化されるけれども、派遣事業者においても時間外労働、賃金支払い等適正な労務管理がなされているか適切に指導、監督されたい。」「是正指導事項が依然として多い。軽微な内容とはいえ、大きな問題になることが懸念される。」「過去に指摘を受けている事業者に対しては、通常より監査間隔を短くするなど、厳しい指導をお願いしたい。」「資料の数値の算出根拠を示すなど、分かり易く工夫して欲しい」といったご意見、ご要望がございました。

事務局といたしましては、いただいたご意見等を踏まえ、今後の監査、指導監督に反映するなど、引き続き、船員派遣制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次のページは、委員名簿をつけさせていただいております。

説明は以上になります。

【野川部会長】 ありがとうございます。今回もウェブ会議ですので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、ご発言は私の指名の上で行っていただきます。ご発言を希望される時は、カメラ・マイクをONにして、「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。ご発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上でご発言をお願いします。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

【内藤臨時委員】 内藤です。ありがとうございます。フォローアップの会議等出席させていただいております。会議の中でも申し上げたように、やはり働き方改革によって派遣先、派遣元両方で労働時間の管理体制をしなくてはならないというような大きなテーマがあると思います。今、各運輸局のほうで説明会を行っていただいているというようなお話を伺っております。的確にやっていただいて、やはりスムーズに的確にコンプライアンスが守られるようお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご要望として承りました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、続きまして議題2の審議事項である「船員法施行規則等の一

部を改正する省令案について」でございますが、こちらは前回の部会にて諮問のありました案件でございます。

2月10日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【高桑船員政策課課長補佐】 前回の部会におきまして、答申の決定のご議論をいただくに当たり意見をお願いしますと申し上げたところ、内藤委員より1点ご意見をいただいております。諮問文の別紙の3ページ目をご覧ください。

漢数字の二の中のローマ数字の1の箇所、二重線を引いた赤字の箇所が2か所ございます。修正前はここに「診断書」と記載しておりましたが、今般、「書面」と修正する案を提示させていただきます。

内藤委員からのご意見は、内藤委員もご参画いただいた船員の健康確保に関する検討会のとりまとめにおいて、船員の健康診断の結果の保存は、「船舶所有者の負担等も考慮し、健康証明書の写し等を個人別に保存する」といった簡便な方法も認めるべきである、こういったことが示されており、今般、併せて改正される健康証明書の写しを船舶所有者が保存することで健康管理の目的は達成されることから、この「診断書」という記載を「健康証明書の写し」としていただきたいとのことでした。

当該意見を踏まえまして検討を行いました。内藤委員のご意見のとおり、とりまとめの中で、先ほど申し上げたような記述がございます。他方で、同じとりまとめの中で、「船員の適切な健康管理のためには、数値の評価や就業制限の要否等、治療や経過観察の要否などについての医師の所見が必要である」、また、「健康証明書とは別に、船員に対して、より詳細な医師の所見等も通知すべきである」といったことも示されています。

これらを踏まえますと、健康検査を踏まえた医師の所見等を記載した何らかの書面は必要であるものの、当該書面について、必ずしも「診断書」という名称の書面に限る必要はないことから、条文上も「診断書」とされていた箇所について、「書面」に変更した修正案を提示させていただきます。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。内藤委員からのご意見を踏まえまして修正を行った諮問別紙の説明がございました。何かご質問等ございましたら、お願いいたします。発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行います。本件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

【内藤臨時委員】 ありがとうございます。発言させていただきます。今お話がありましたように、船員法でもやはり健康診断を受けるというような義務化があります。実際に私どもやっておりますので、ここで何か特別に先生方の所見が必要となれば、今言った書面というような形で船舶所有者のほうで保管すべきだと思いますし、そのような対応を取っていただいております。的確に乗組員の健康を確保するというので、これから進めていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございました。内藤委員から補足的にご説明いただきました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。久宗委員、お願いします。

【久宗臨時委員】 久宗です。ご指名どうもありがとうございます。船員の健康確保に関する検討会の座長として2年前にとりまとめたものが、法令として形になったことは本当に大変喜ばしいことであり、これも労使の皆様のご協力いただいたことと、とりまとめた国交省方々のおかげだと大変感謝いたします。どうも本当にありがとうございます。

法令の実現にあたりまして、私も座長としての使命を感じており、検討会で出ましたいろいろな課題をどのように取り組んでいくかが重要になってきます。その解決のための一歩として、医療機関と共同で船員向け産業医の運営体制検討会を開催して検討を重ね、社会実験として今までに8つの内航船社さんのご協力を得て、実際に船員さんが遠隔でのストレスチェックに参加し、遠隔による船内の点検を実施し、船社と産業医が面談することをやっております。来年の4月に実際に実行したときに、検討会で課題として挙げられていました、船員を理解する産業医の育成、遠隔でのストレスチェックの実施など、遠隔で全国の船社に船員向け産業医のサービスができるように運営体制をつくっております。

昨日、東北運輸局の運航管理者研修で、4日前に船災防の神戸支部での安全講習会でも社会実験の案内をしております。ぜひ内航、漁船の各社の皆さんも遠隔による社会実験に参加いただければと考えております。もちろん、産業医が整備されている会社は問題ございませんが、産業医の当てがない、どのようにやっていいかわからないなどの場合は、サポートできる体制を提供したいと考えております。実現することにより、船員さんが長く健康で安全に働ける環境をつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございました。周到なご意見ありがとうございます。

事務局からは何か今のご意見についてございますでしょうか。

【谷口船員政策課長】 いろいろな情報、ありがとうございました。施行に向けて、この新しくできた制度がきちんとワークするように意を尽くして頑張ってもらいたいと思いますので、引き続き、ご指導よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかに、この件につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、国土交通大臣から諮問第397号「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」をもって諮問された件につきましては、本日ご説明のあった修正案のとおり結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題3の審議事項である「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」でございますが、こちらも前回の部会にて諮問のありました案件でございます。

2月10日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【高桑船員政策課課長補佐】 こちらにつきましては、期日までに特段のご意見はいただいていないところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。前回の部会後も委員から特段ご意見はなかったようですので、答申の決定についてこの場で確認を行いたいと思います。発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行います。

では、本件につきまして、何かご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、国土交通大臣から諮問第398号「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」をもって諮問された件については、適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、続きまして、議題4の審議事項である「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について」でございますが、こちらも前回の部会にて諮問のありました案件でございます。

2月10日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【高乗船員政策課課長補佐】 こちらにつきましても、期日までに特段のご意見はいただいていないところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。前回の部会後も委員から特段ご意見はなかったようですので、答申の決定についてこの場で確認を行いたいと存じます。発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行います。

では、本件につきまして、何かご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、国土交通大臣から諮問第399号「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について」をもって諮問された件につきましては、適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題5の審議事項である「令和4年度船員災害防止実施計画について」でございますが、こちらも前回の部会にて諮問のありました案件でございます。

2月10日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【富田労働環境対策室長】 労働環境対策室長の富田でございます。

本件につきましても、2月10日の期日までに特にご意見等はございませんでした。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。前回の部会後も委員から特段のご意見はなかったようですので、答申の決定についてこの場で確認を行いたいと存じます。ご発言は先ほどと同様に私の指名の上で行います。

では、本件につきまして、何かご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特になければ、国土交通大臣から諮問第396号「令和4年度船員災害防止実施計画について」をもって諮問された件については、適当であると、そのような結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題6の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でござ

ございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと議事が始められないため、ウェブ会議からのスムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問については、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

【池谷臨時委員】 すみません、座長、1点お願いがあるんですが。池谷です。

【野川部会長】 池谷委員、どうぞ。

【池谷臨時委員】 現在、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で黒海の北部は非常に厳しい状況にあると認識しております。そういった中で、黒海内には日本関係船舶が数十隻就航している状況でございます。そういったことから、国土交通省としても、関係省庁との連携の上、状況の把握に努めていただいた上で適正な対応をお願いしたいということで発言させていただきました。よろしくをお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまの件、審議官、お願いいたします。

【坂巻審議官】 審議官の坂巻でございます。ありがとうございます。ウクライナの情勢、これからも予断を許しませんので、我々としては、船主協会さんと連携しながらきちんと情勢の把握をして、政府全体の中でいろんな情報を取りながら、きっちり情報提供していきたいと思っております。具体的に今船協さんのほうから会員企業さんへ情報提供、注意喚起をやっていただいておりますので、そういったところをきちんと我々もこれからも取り組んでいくということで、万全を期したいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、私からも、大変ゆゆしい件でございますので、よろしくをお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局、お願いいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第145回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —